❹ 偏在対応弁護士等経済的支援事業、新人弁護士等準備・養成等援助事業

日弁連では、2008年から弁護士過疎・偏在問題の解決に向けて、経済的支援を実施し、2007年のパイロット事業を含めて2016年9月1日までに298件の利用があった。なお、2013年4月から、「弁護士過疎・偏在対策事業」として従来のひまわり基金と偏在解消のための経済的支援制度を一本化し、従来の弁護士偏在解消のための経済的支援制度は、偏在対応弁護士等経済的支援事業と新人弁護士等準備・養成等援助事業として制定された。

資料3-4-2-6　偏在対応弁護士等経済的支援事業、新人弁護士等準備・養成等援助事業の概要

支援メニュー	支援対象	給付（貸付）金額	備考
偏在対応弁護士 独立開業支援	弁護士 司法修習生	上限 350 万円 （貸付 注 1）	偏在解消対策地区（注 3）に独立開業する弁護士の事務所開設・運営資金貸付
偏在対応常駐従 事務所開設支援	弁護士法人	上限 350 万円 （貸付 注 1）	偏在解消対策地区に弁護士常駐従事務所を開設する弁護士法人の事務所開設・運営資金貸付
偏在対応特別独立 開業等支援	弁護士 司法修習生 弁護士法人	上限 650 万円 （貸付 注 2）	特別独立開業等支援対象地区（注 4）に法律事務所又は従たる法律事務所を開設する弁護士・弁護士法人の事務所開設・運営資金貸付
新人弁護士等準備支援	弁護士 司法修習生	上限 100 万円 （貸付）	おおむね 2 年以内に公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士（注 5）となることを予定する新人弁護士等の準備費用貸付（新人弁護士等に通常金額の給与等が支払われていない場合のみ）
新人弁護士等養成事務所 養成支援	弁護士 弁護士法人	上限 100 万円 （給付）	公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを条件として新人弁護士等を養成する場合の養成費用支援（新人弁護士等に通常金額の給与等が支払われている場合のみ）
新人弁護士等養成事務所 養成支援（特則）（注 6）	弁護士 弁護士法人	200 万円＋ 200 万円 （給付 注 7）	公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを条件として新人弁護士等を養成する場合の養成費用支援（新人弁護士等に通常金額の給与等が支払われている場合のみ）※ただし、注 7 の条件を満たす場合のみ
新人弁護士等養成事務所 拡張支援	弁護士 弁護士法人	上限 200 万円 （給付）	公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを予定する新人弁護士等を養成する事務所の拡張（移転、備品購入、改装を含む）費用支援
偏在対策拠点事務所 開設支援	弁護士会 弁護士会連合会	上限 1,500 万円 （給付）	公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを目指す弁護士を採用し、一定期間養成することを主たる目的の 1 つとして会または弁連の支援により設置される事務所の開設・運営資金支援

【注】1. 返済期限は貸付から７年以内。貸付金返済に足りる相当な収入が得られなかったことや公益的活動を積極的に受任していること等、一定の要件を満たす場合は、返済を免除。
2. １と基本的には同様だが、業務状況（公益的事件受任）を勘案し、財務状況にかかわらず、300万円の範囲内で返済を免除できる。
3. 以下のいずれかの要件を満たす地区。
①弁護士１人あたりの人口が３万人を超える地区（地方裁判所支部管轄区域単位）
②当該地域に法律事務所が２か所以上存在しない地区（簡易裁判所管轄区域単位）
③当該市町村に法律事務所が存在しない地区（市町村単位）
④上記①②③に準ずる地域その他弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域
4. 以下のいずれかの要件を満たす地区。
①第一種弁護士過疎地域（地裁支部管内の法律事務所が３以下の地域等）で国選弁護事件、当番弁護事件、及び民事法律扶助事件のいずれかについてこれを受任する弁護士が１名以下である地区
②①に準ずる地域その他弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域であって、弁護士会又は弁護士会連合会が対象として指定し、日弁連が指定を承認した地区
5. 公設事務所弁護士、偏在解消対策地区において独立開業する弁護士又は偏在対応常駐従事務所若しくは偏在対応特別常駐従事務所の常駐社員等となる弁護士の総称
6. 平成27年４月１日から平成31年９月30日まで適用
7. 以下の①②③すべての要件を満たす場合、新人弁護士等一人当たり200万円、更に④の要件を満たす場合、200万円の給付が追加される。
①弁護士会又は弁護士会連合会からの貸付、給付その他の経済的支援を受けて、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを目指す弁護士を採用し、一定期間養成することを目的の１つとする法律事務所を設立
②新人弁護士等の養成に関して、弁護士会又は弁護士会連合会において支援委員会等が設置され、対象弁護士に対する指導又は支援が行われている。
③養成の後、公設事務所弁護士若しくは偏在対応弁護士又は日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士（新スキームは含めず）となった新人弁護士等が申請日前の３年間に３人以上又は５年間に５人以上いる。
④４月１日から翌年３月31日までに複数の新人弁護士等を雇用している。

資料3-4-2-7　弁護士偏在解消のための経済的支援利用状況

（2016年９月１日現在）

支援内容	件数（件）	支援内容	件数（件）
拠点事務所開設支援	6	特別独立開業支援	19
養成事務所拡張費用支援	26	新人弁護士等準備支援	3
養成事務所支援	75	独立開業支援	141
養成事務所支援（特則）	19	常駐従事務所開設支援	9
		合　計	298

【注】1. 新人弁護士等準備支援は、従来の弁護士偏在解消のための経済的支援制度による定着（独立開業）等準備支援を含む。
2. 拠点事務所開設支援６件の内１件は理事会決議による災害等による特別援助によるもの。
3. 養成事務所支援の内１件は常勤スタッフ弁護士養成援助金返還に伴う振替によるもの。
4. 件数は2016年９月中に給付（貸付）金が振り込まれたものも含む。